

*CEGS*

DISCUSSION PAPER SERIES

No. 2014-CEGS-03

市場環境と企業の海外展開

—日本の中国進出企業のアンケート調査を用いた分析—

桑波田 浩之

横浜国立大学 成長戦略研究センター リサーチャー

2015年3月



横浜国立大学 成長戦略研究センター

**Center for Economic Growth Strategy (CEGS)**

**Yokohama National University**

79-4 Tokiwadai Hodogaya-ku  
Yokohama 240-8501 JAPAN

*CEGS*

## はじめに

近年、国際貿易の研究では、貿易が生じる要因として伝統的な比較優位の要因ではなく、国家間の制度の違いに注目した研究が盛んに行なわれている。主な研究の1つである Nunn(2007)は、各産業における関係性特殊 (relation-specific) な投入が占める割合により、法制度不備・契約不履行への弱性を測り、契約を履行させるための法環境が物理的な資本や人的資本よりも、貿易パターンを説明することが出来ることを明らかにしている。また、Levchenko(2007)は、ハーフィンダール集約度を財の複雑性の尺度に用いて Nunn(2007)と同様の分析を行い、法制度の質が比較優位の源泉となることを示している。

この制度と比較優位を結びつける貿易理論は、新興国の台頭により世界における相対的順位が低下している我が国にとっても、大きな意義を持つものと考えられる。成長著しい中国は、大量の労働供給によって低賃金生産を武器に、輸出を大幅に拡大させてきたが、その一方で、外国企業に対する不透明な管理体制や、金融機関のガバナンス体制の問題、巨大な国営企業の存在や、国際貿易ルールを逸脱した行動、食品衛生に対する基準の低さに至るまで、その制度的成熟は先進諸国に比べて未だ遠いことは明らかである。一方、我が国は、少子高齢化により、労働人口も減少し国内市場も縮小傾向にあるが、新興国と比べて安定的な政治体制、法による支配の徹底、製品の品質や安全への配慮など、法環境は整っていると考えられる。もし、法環境が比較優位の源泉となるならば、このような分野に特化していくことが、今後の我が国が国際競争の中で生き残っていくための手がかりとなるかもしれない。

この制度と国際貿易に関する実証研究は、産業・財レベルの輸出入の研究が中心となっているが、法環境は、当該国で事業を行う企業にとっても大きな関心事である。この論文では、中国に進出している日本の大手・中堅企業 358 社に対して行った中国の市場環境と事業環境に関するアンケートを用い、中国の法制度と日本企業の海外進出の関係を分析した。

## データについて

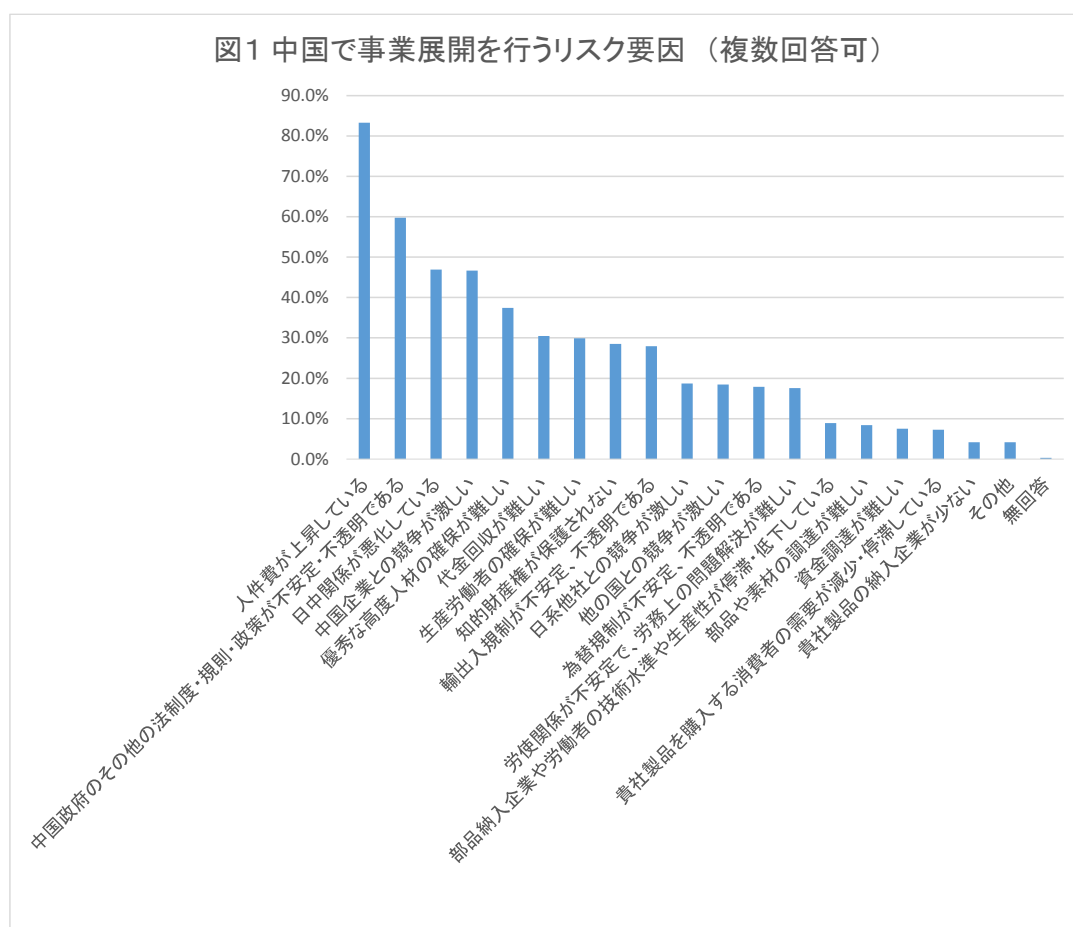
この調査は、平成 25 年に横浜国立大学が、株式会社浜銀総合研究所に委託し実施したもので、中国で事業を展開する 1,945 社に対してアンケートを依頼し、うち 358 社から回答を得ている (回答率 18.4%)。調査の目的は、「変化しつつある中国の市場環境に日本企業がどのように対応しているかを調査し、客観的データを収集すること」である。調査項目は、「中国での事業活動領域」、「中国での事業開始時期」、「中国で事業展開を行う魅力」等、全 14 問となっている。

質問事項のうち、この論文では、5 つ目の質問項目「中国で事業展開を行うリスク要因」から、法制度や市場の質に関連すると考えられる 5 つの要因に注目し、この 5 つの要因と、当該企業の今後の中国の事業展開の見込みに関して、クロス集計表を作り、その傾向を分析する。

図 1 は、問 5 の「中国で事業展開を行うリスク要因」の全体の集計結果を表した棒グラフである。中国でのビジネスのリスク要因として最も多かったのは、「人件費が上昇している」で、全体の 83.2% が回答している。2 番目の要因は、「中国政府のその他の法制度・規制・政策が不安定・不透明」で全

体の 59.8%となっている。全体の約 6 割の企業が、中国の法制度や規制を不安視していることが明らかとなった。3 番目は、「日中関係が悪化している」で全体の 46.9%、4 番目は「中国企業との競争が激しい」で全体の 46.6%、5 番目は「優秀な高度人材の確保が難しい」で全体の 37.4%となった。他に、法制度と市場の質に関するリスク要因として考えられるのは、「代金回収が難しい」(30.4%)、「知的財産権が保護されない」(28.5%)、「輸出入規制が不安定、不透明である」(27.9%)、「為替規制が不安定、不透明である」(17.9%)、「労使関係が不安定で、労務上の問題解決が難しい」(17.6%)、「部品や素材の調達に難しい」(8.4%)、「資金調達に難しい」(7.5%) が上げられる。

図 1. 中国で事業展開を行うリスク要因



### 分析結果

この節では、アンケートの間 5 の中国の法制度と市場の質に関する 5 つのリスク要因と、間 11、12 の今後の中国での事業展開の見込みのクロス集計表を示し、その関係性について考察を行う。アンケートの質問項目の内容は、以下の表 1 の通りである。

表1 質問項目

質問	回答
Q5-4 労使関係が不安定で、労務上の問題解決が難しい	1. はい 2. いいえ
Q5-10 代金回収が難しい	1. はい 2. いいえ
Q5-11 輸出入規制が不安定、不透明である	1. はい 2. いいえ
Q5-13 中国政府のその他の法制度・規則・政策が不安定・不透明である	1. はい 2. いいえ
Q5-14 知的財産権が保護されない	1. はい 2. いいえ
Q11(1) 将来(5年程度先)の中国での生産規模について、どのような見通しをお持ちですか	1. 増やす 2. 変えない 3. 減らす
Q11(2) 将来(5年程度先)の中国での生産活動について、どのような見通しをお持ちですか	1. 増やす 2. 変えない 3. 減らす
Q12 将来(5年程度先)の中国での生産について、他のアジア地域と比較してどのような見通しをお持ちですか。	1. 高める 2. 変えない 3. 低くする

以下の表2から表16は、Q5の5つの回答とQ11(1)、(2)、Q12のクロス集計表である。2つある表の上表が数値のデータ、下表が行に対する割合を表している。まず、Q5(13)の「中国政府のその他の法制度・規則・政策が不安定・不透明である」とQ11(1)、(2)、Q12の全てのクロス集計表において、法規制が不安定ではないと回答した企業の方が、不安定であると回答した企業に比べて、今後、中国での生産を増やす傾向にあることがわかる。例えば、表4において、法規制が不安定ではないと回答した企業の49.3%が将来、中国での生産規模を増やすと回答しているのに対し、法規制が不安定であると回答した企業は45.8%が生産規模を増やすと回答している。また、表15において、法規制が不安定ではないと回答した企業の25.7%が将来、他のアジア地域と比較して、中国での生産を高めると回答しているのに対し、法規制が不安定であると回答した企業は、18.2%が中国での生産を高めると回答している。その差は、3%から7%とそれほど大きくはないが、法規制に不安がない企業の方が、中国での生産を拡大させる傾向があることが伺える。これは、企業が海外で生産や販売を拡大する際、現地の法制度の質が影響を与えているとの解釈と整合的である。しかし、他の法環境や市場の質に関連する質問項目と、将来の生産拡大の見通しの間には、必ずしも明確な関係は見られない。例えば、問5(4)の「労使関係が不安定で、労務上の問題解決が難しい」は、Q11(1)では、難しいと回答しなかった企業の48.5%が、将来、中国での生産規模を増やすと回答し、難しいと回答した企業の41.3%が、中国での生産規模を増やすと回答し、Q11(2)でも同じ傾向が見られたが、Q12では、難しいと回答しなかった企業の20.7%が、他のアジア地域と比較して中国での生産を高めると回答したのに対し、難しいと回答した企業の23.8%が中国での生産を高めると回答しており、比率は逆転している。問5(10)、問5(11)、問5(14)でも同じ傾向が見られた。これは、例えば、労使関係が不安定と回答する企業ほど、積極的に中国で事業を展開していたり、知的財産権が保護されないと回答する企業ほど、多くの知的財産を所有している将来性のある企業であるということが考えられる。このような要因については、計量分

析によってコントロールをしなければならない。

表2 Q5-4 と Q11(1)

	Q11(1)				
Q5-4	0	1	2	3	総計
0	10	143	110	32	295
1	2	26	25	10	63
総計	12	169	135	42	358

	Q11(1)				
Q5-4	0	1	2	3	総計
0	9.1%	48.5%	37.3%	10.8%	100.0%
1	8.0%	41.3%	39.7%	15.9%	100.0%
総計	8.9%	47.2%	37.7%	11.7%	100.0%

表3 Q5-10 と Q11(1)

	Q11(1)				
Q5-10	0	1	2	3	総計
0	7	120	93	32	249
1	8	49	42	10	109
総計	12	169	135	42	358

	Q11(1)				
Q5-10	0	1	2	3	総計
0	2.8%	48.2%	37.3%	12.9%	100.0%
1	7.3%	45.0%	38.5%	9.2%	100.0%
総計	3.4%	47.2%	37.7%	11.7%	100.0%

表4 Q5-11 と Q11(1)

	Q11(1)				
Q5-4	0	1	2	3	総計
0	5	121	99	33	258
1	7	48	36	9	100
総計	12	169	135	42	358

	Q11(1)				
Q5-11	0	1	2	3	総計
0	5.1%	46.9%	38.4%	12.8%	100.0%
1	19.4%	48.0%	36.0%	9.0%	100.0%
総計	8.9%	47.2%	37.7%	11.7%	100.0%

表5 Q5-13 と Q11(1)

	Q11(1)				
Q5-13	0	1	2	3	総計
0	7	71	55	15	144
1	9	98	80	27	214
総計	12	169	135	42	358

	Q11(1)				
Q5-13	0	1	2	3	総計
0	4.9%	49.3%	38.2%	10.4%	100.0%
1	4.2%	45.8%	37.4%	12.6%	100.0%
総計	3.4%	47.2%	37.7%	11.7%	100.0%

表6 Q5-14 と Q11(1)

	Q11(1)				
Q5-14	0	1	2	3	総計
0	7	118	94	37	256
1	5	51	41	5	102
総計	12	169	135	42	358

	Q11(1)				
Q5-14	0	1	2	3	総計
0	2.7%	46.1%	36.7%	14.5%	100.0%
1	4.9%	50.0%	40.2%	4.9%	100.0%
総計	3.4%	47.2%	37.7%	11.7%	100.0%

表7 Q5-4 と Q11(2)

	Q11(2)				
Q5-4	0	1	2	3	総計
0	7	149	109	26	295
1	2	31	22	8	63
総計	13	180	131	34	358

	Q11(2)				
Q5-4	0	1	2	3	総計
0	2.4%	50.5%	36.9%	8.8%	100.0%
1	3.2%	49.2%	34.9%	12.7%	100.0%
総計	3.6%	50.3%	36.6%	9.5%	100.0%

表8 Q5-10 と Q11(2)

	Q11(2)				
Q5-10	0	1	2	3	総計
0	7	123	95	26	249
1	8	57	36	8	109
総計	13	180	131	34	358

	Q11(2)				
Q5-10	0	1	2	3	総計
0	2.8%	49.4%	38.2%	10.4%	100.0%
1	7.3%	52.3%	33.0%	7.3%	100.0%
総計	3.6%	50.3%	36.6%	9.5%	100.0%

表9 Q5-11 と Q11(2)

	Q11(2)				
Q5-11	0	1	2	3	総計
0	7	128	96	28	258
1	7	52	35	6	100
総計	13	180	131	34	358

	Q11(2)				
Q5-11	0	1	2	3	総計
0	2.7%	49.6%	37.2%	10.9%	100.0%
1	7.0%	52.0%	35.0%	6.0%	100.0%
総計	3.6%	50.3%	36.6%	9.5%	100.0%

表 10 Q5-13 と Q11(2)

	Q11(2)				
Q5-13	0	1	2	3	総計
0	7	78	49	13	144
1	9	102	82	21	214
総計	13	180	131	34	358

	Q11(2)				
Q5-13	0	1	2	3	総計
0	4.9%	54.2%	34.0%	9.0%	100.0%
1	4.2%	47.7%	38.3%	9.8%	100.0%
総計	3.6%	50.3%	36.6%	9.5%	100.0%

表 11 Q5-14 と Q11(2)

	Q11(2)				
Q5-14	0	1	2	3	総計
0	7	125	94	29	256
1	5	55	37	5	102
総計	13	180	131	34	358

	Q11(2)				
Q5-14	0	1	2	3	総計
0	2.7%	48.8%	36.7%	11.3%	100.0%
1	4.9%	53.9%	36.3%	4.9%	100.0%
総計	3.6%	50.3%	36.6%	9.5%	100.0%

表 12 Q5-4 と Q12

	Q12				
Q5-4	0	1	2	3	総計
0	7	61	165	62	295
1	2	15	33	13	63
総計	9	76	198	75	358

	Q12				
Q5-4	0	1	2	3	総計
0	2.4%	20.7%	55.9%	21.0%	100.0%
1	3.2%	23.8%	52.4%	20.6%	100.0%
総計	2.5%	21.2%	55.3%	20.9%	100.0%



表 13 Q5-10 と Q12

	Q12				
Q5-10	0	1	2	3	総計
0	7	56	138	52	249
1	6	20	60	23	109
総計	9	76	198	75	358

	Q12				
Q5-10	0	1	2	3	総計
0	2.8%	22.5%	55.4%	20.9%	100.0%
1	5.5%	18.3%	55.0%	21.1%	100.0%
総計	2.5%	21.2%	55.3%	20.9%	100.0%

表 14 Q5-11 と Q12

	Q12				
Q5-11	0	1	2	3	総計
0	2	59	140	57	258
1	7	17	58	18	100
総計	9	76	198	75	358

	Q12				
Q5-11	0	1	2	3	総計
0	1.4%	22.9%	54.3%	22.1%	100.0%
1	12.1%	17.0%	58.0%	18.0%	100.0%
総計	4.5%	21.2%	55.3%	20.9%	100.0%

表 15 Q5-13 と Q12

	Q12				
Q5-13	0	1	2	3	総計
0	7	37	78	28	144
1	8	39	120	47	214
総計	9	76	198	75	358

	Q12				
Q5-13	0	1	2	3	総計
0	4.9%	25.7%	54.2%	19.4%	100.0%
1	3.7%	18.2%	56.1%	22.0%	100.0%
総計	2.5%	21.2%	55.3%	20.9%	100.0%

表 16 Q5-14 と Q12

	Q12				
Q5-14	0	1	2	3	総計
0	6	57	141	52	256
1	3	19	57	23	102
総計	9	76	198	75	358

	Q12				
Q5-14	0	1	2	3	総計
0	4.3%	22.3%	55.1%	20.3%	100.0%
1	5.3%	18.6%	55.9%	22.5%	100.0%
総計	4.5%	21.2%	55.3%	20.9%	100.0%

### おわりに

この論文は、日本の中国進出企業に対して行った中国の市場環境に関するアンケートを用い、中国の法制度と日本企業の海外進出の関係を記述統計的に分析を行った。その結果、中国政府による法制度・規制・政策が不安定・不透明と回答する企業ほど、不安定ではないと回答した企業に比べて、僅かではあるが、将来、中国での事業の拡大を抑える傾向にあることが明らかになった。これは、法環境が、海外展開している企業の事業活動に影響を与えているとの解釈と整合的である。今後は、企業が事業拡大をする他の要因をコントロールした上で、同じような結論が得られるかが課題となる。

### 参考文献

- Nunn, N. (2007) "Relationship-specificity, incomplete contracts, and the pattern of trade," *Quarterly Journal of Economics* 122(2), 569-600.
- Levchenko, A. (2007) "Institutional quality and international trade," *Review of Economic Studies* 74(3), 791-819.